

<発行日> 2014年3月31日

<発行> 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴 3-2-23 (司法書士会館内)

電話 092-738-1666

りーがるかわら版 市民後見人特集



【市民後見人をご存じですか？】



私たち司法書士は、成年後見制度を必要とする方々に対して専門職後見人として仕事の形で関わっています。

一方、市民後見人とは、社会貢献への意欲が高く成年後見制度に関する一定の知識や心構えを身につけた方が、地域における相互支援活動の一環として市民という立場を活かした身近なところで後見活動を行うものです。

2012年には老人福祉法が改正され、市町村は市民後見人を養成するために努力することが義務づけられました。この改正を受けて多くの市町村では市民後見人養成事業を実施しています。

では、なぜ今、
市民後見人に注目が集まっているのでしょうか？



認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、今後その需要はさらに増加することが見込まれています。厚生労働省研究班が2013年に発表した調査結果によると、65歳以上の高齢者のうち、認知症の方は推計15%で、2012年時点で約462万人に上っているそうです。こうした状況のなか、成年後見制度を利用し、後見人等が高齢者の身上監護（介護サービスの利用契約等）や財産管理といった後見活動を行うケースが必然的に増加することが予想されています。

こうした年々増加する成年後見制度のニーズに対して、親族や私たち司法書士等の専門職後見人に加え、市民後見人を含めた地域全体で共に成年後見制度を支えることが望まれるようになったのです。

将来的には、市民後見人が親族や私たち司法書士等の専門職後見人のように個人で後見人等に選任されることが期待されております。市民後見人に興味を持たれた方はお住まいの市町村に市民後見人養成事業について尋ねてみてはいかがでしょうか？



【リーガルサポートふくおかの取組み】

私たちリーガルサポートふくおかでは、これまでの成年後見活動の実績を活かして、福岡市、北九州市、中間市、飯塚市、嘉麻市、久留米市、大牟田市などで開催された市民後見人養成講座に講師を派遣するなど、市民後見人養成に力を注いでおります。

【市民後見人のこれから】

北九州市や久留米市では、市民後見人養成講座修了生が社会福祉協議会やNPO法人が受託した法人後見の支援員として活躍しています。今後、福岡市や中間市、大牟田市でも市民後見人養成講座修了生が法人後見の支援員として活動していくことが予定されています。



※写真は、北九州市での市民後見人養成講座のひとつコマ

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

- ・相談専用電話 092-738-7050
- ・月曜日～金曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込み）です。》

- ・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666
- ・毎週水曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)
- ・場所 福岡県司法書士会館内相談室